

第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画

平成29年3月

沖 縄 県

第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画 目次

第1章 総説

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の目標	1

第2章 伝統工芸産業の現状と課題

1. 伝統工芸産業の現状	2
①伝統工芸産業生産額の推移	3
②1人あたりの生産額	4
③伝統工芸産業従事者数の推移	5
④伝統工芸産業事業所数の推移	6
2. 伝統工芸産業の課題	7
☆伝統工芸品の現状と課題	10

第3章 計画の基本方向

1. 伝統工芸の継承と発展	15
2. 魅力ある産地の形成と雇用の創出	15
3. 新たな市場ニーズへの対応	15
4. マーケティングの充実強化及びブランド力の向上	16
5. 新たな連携体制の構築	16

第4章 主要施策の推進方針 (伝統工芸産業振興に向けた施策の展開)

1. 需要の拡大	17
2. 人材の確保・育成	19
3. 原材料の安定確保	20
4. 経営の高度化と基盤強化	21
5. 製品開発力の強化	22
6. 試験研究技術指導体制の強化	23
7. 伝統工芸産業の拠点づくり	24
8. 伝統工芸産業振興の推進体制のあり方	25
(付表) 第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業 (参考資料)	
1. 沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿	
2. 第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画策定に関する審議経緯	

第1章 総説

1 計画策定の意義

本県の伝統工芸産業の振興については、これまで7次にわたる沖縄県伝統工芸産業振興計画に基づき、諸施策が講じられ、産地や市町村の努力と相まって、一定の成果を上げてきた。

しかし、本県の伝統工芸産業は、市場ニーズの変化や廉価な類似工芸品の流入、生産従事者の高齢化の進展と後継者の確保難、原材料価格の高騰や良質な原材料の入手難などを背景に、生産額や従事者数は最盛期に比べて減少しており、なお厳しい状況が続いている。

本県の伝統工芸産業は、製造業全体に占める割合は小さいものの、製造産地は県内全域に点在し、地域経済の活性化や雇用の創出、観光・リゾート産業の振興に重要な役割を果たしている。また、地域の支援を受け、地場産業として新たな工芸品が創出されるなど、伝統工芸産業は新たな成長産業として期待されている。

近年、消費者が求める「ゆとり」や「ゆたかさ」、量から質への志向の変化などに対応するとともに、伝統工芸の優れた技術や技法を基に、機能性・デザイン性の向上や新たな用途開発等により、伝統工芸産業は、観光土産品や生活必需品、ファッション、高級インテリアなど幅広い分野において、大きな発展可能性を有している。そのため、県では、沖縄21世紀ビジョンにおいて、伝統工芸など本県の多様な文化資源を活用した文化産業を戦略的に創造・育成することとしている。

以上のことを踏まえ、これまでの7次にわたる沖縄県伝統工芸産業振興計画の成果と課題を受け継ぎ、今後とも伝統工芸産業の振興発展を図るため、引き続き第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画を策定し、種々の振興策を推進する。

2 計画の性格

この計画は、沖縄県伝統工芸産業振興条例に基づき、本県伝統工芸産業振興を図るために必要な基本となるべき計画を策定するものである。

県においてはその施策の基本となるものであり、業界や市町村においては、活動の方向性を示すものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とする。

4 計画の目標

この計画は、長い歴史・風土の中で培われてきた伝統工芸を継承・発展させるため、原材料の安定確保や生産基盤の強化、後継者の育成、異業種・異分野との連携による新たな製品開発等の諸施策に取り組み、持続的に発展できる産業として育成することを目標とする。

※ 本計画での使用用語について

本計画でいう「伝統工芸」とは、沖縄県内で生産される「伝統的工芸品」「伝統工芸製品」「その他工芸品」を含めた全工芸品のこととする。

第2章 伝統工芸産業の現状と課題

1 伝統工芸産業の現状

(1) 県内の状況

本県の伝統工芸品には、平成28年8月時点において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が4種15品目、沖縄県伝統工芸産業振興条例（以下「条例」という。）に基づき指定された伝統工芸製品が6種26品目、伝産法及び条例指定外のその他工芸品として、木竹工、金細工、ウージ染め・その他染織物等がある。

これら伝統工芸品を製造する伝統工芸産業については、その伝統性や文化性を尊重し、技術・技法を将来に亘って保持するとともに、産業として維持・発展させる観点からこれまで各種振興事業が実施されてきた。

平成26年度における本県伝統工芸産業の生産額は、42億4,327万円となっており、第7次沖縄県伝統工芸産業振興計画の開始時の平成23年度との対比では27.0ポイント（9億357万円）増加している。生産額は、昭和57年度の57億5,500万円をピークに増減を繰り返しながらも、第7次計画期間中は微増傾向にあり、現在は、ピーク時の73.7%まで回復している。

また、平成26年度における伝統工芸産業従事者数は1,799人、事業所数は757事業所となっており、平成23年度との対比では、従事者数は7.7ポイント（128人）の増、事業所数は7.4ポイント（52事業所）の増となっている。従事者数のピークは昭和56年度の3,570人、事業所数のピークは昭和59年度の1,446事業所となっており、現在はそれぞれピーク時の半数程度である。

生産額については、品目や年度による多少の増減はあるものの、ほぼ横ばい状態が続いている。全体的には、観光入域客の伸びに併せて、堅調な観光需要を背景に推移しているものと考えられる。

近年の消費者ニーズとして、製品やサービスに質的充足を求める傾向がますます浸透しつつあり、大量生産の工業製品にない手作りの伝統工芸品の持つ素朴さや個性が見直されている。さらには、本物志向の消費者市場も形成されており、このような市場動向を捉え、消費者ニーズにあった様々な商品開発を行い、新たな需要や消費市場を開拓して、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献している産地も見受けられる。

従事者については、年齢別では高齢化がさらに進展しており、従事者の経験年数別割合では5年未満の割合が減少していることから、若手従事者の確保と定着不足が懸念される。

そのため、産地組合においては、独自の後継者育成事業に取り組んでいるほか、休職者の再就労や組合員の定着に向けた技術支援や福利厚生の上昇等の検討が進められている。

伝統工芸産業の生産額・従事者数・事業所数等の推移

①業種別・年度別生産額

(単位:千円)

品名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対25年度比	対22年度比	
伝 統 工 芸	染織物	芭蕉布	74,852	65,670	66,138	73,666	81,706	110.9%	109.2%
		読谷山花織 ・ミンサー	22,398	19,498	33,409	39,249	36,119	92.0%	161.3%
		首里織	56,765	60,676	53,538	54,014	44,118	81.7%	77.7%
		琉球緋	126,013	119,821	155,990	204,580	152,532	74.6%	121.0%
		久米島紬	70,447	64,605	73,337	65,000	83,000	127.7%	117.8%
		宮古上布	41,340	41,115	36,757	41,815	48,993	117.2%	118.5%
		八重山上布 ・ミンサー	583,144	202,446	495,050	711,881	721,087	101.3%	123.7%
		竹富織物	6,125	6,269	14,018	2,510	5,254	209.3%	85.8%
		与那国織	17,513	19,785	27,151	20,567	29,004	141.0%	165.6%
		知花花織	6,882	12,166	30,289	17,077	11,778	69.0%	171.1%
	小計	1,005,479	612,051	985,677	1,230,359	1,213,591	98.6%	120.7%	
	染物	びんがた	258,139	243,888	239,334	297,190	271,738	91.4%	105.3%
	小計	1,263,618	855,939	1,225,011	1,527,549	1,485,329	97.2%	117.5%	
品	漆器	117,650	110,400	110,900	102,100	115,500	113.1%	98.2%	
	陶器	1,266,753	959,225	975,733	958,335	1,072,686	111.9%	84.7%	
	琉球ガラス	854,463	804,363	695,489	905,909	990,764	109.4%	116.0%	
	三線	-	-	45,474	60,020	70,282	117.1%	154.6%	
	合計	3,502,484	2,729,927	3,052,607	3,553,913	3,734,561	105.1%	106.6%	
その他	ウージ染め・ その他染織物	74,000	98,884	73,228	76,260	77,835	102.1%	105.2%	
	小木工	557,995	510,886	513,720	343,696	430,875	125.4%	77.2%	
	小計	631,995	609,770	586,948	419,956	508,710	121.1%	80.5%	
総合計		4,134,479	3,339,697	3,639,555	3,973,869	4,243,271	106.8%	102.6%	

注1：工芸産業実態調査からの抜粋である。
 ここでは「伝統工芸産業」と表記する。
 以下 ②、③、④ の表も同様である。

②一人あたりの生産額(生産額/従事者数)

(単位:千円)

品名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対25年度比	対22年度比	
伝 統 工 芸	染織物	芭蕉布	2,673	3,127	2,067	2,456	2,403	97.9%	89.9%
		読谷山花織 ・ミンサー	345	336	491	561	523	93.4%	151.9%
	織物	首里織	719	798	588	772	639	82.9%	89.0%
		琉球緋	907	844	1,033	1,311	1,010	77.0%	111.4%
		久米島紬	486	517	632	607	822	135.3%	169.1%
		宮古上布	1,034	956	799	950	1,139	119.9%	110.2%
		八重山上布 ・ミンサー	3,276	900	2,829	3,296	3,354	101.8%	102.4%
		竹富織物	255	285	270	209	478	228.4%	187.2%
		与那国織	625	660	603	686	906	132.2%	144.9%
	知花花織	209	320	797	449	245	54.6%	117.7%	
	小計	1,325	785	1,211	1,592	1,570	98.6%	118.5%	
染物	びんがた	2,326	2,622	2,324	2,540	2,664	104.9%	114.6%	
小計	1,452	980	1,336	1,716	1,698	98.9%	116.9%		
品	漆器	2,451	2,567	2,464	2,431	2,750	113.1%	112.2%	
	陶器	3,256	2,621	2,495	2,647	2,729	103.1%	83.8%	
	琉球ガラス	3,938	3,794	2,415	3,146	3,238	102.9%	82.2%	
	三線	-	-	1,421	2,144	1,757	82.0%	123.6%	
	合計	2,298	1,827	1,825	2,207	2,255	102.2%	98.1%	
その他	ウージ染め・ その他染織物	860	1,075	862	1,439	1,145	79.6%	133.0%	
	小木工	5,753	6,010	5,189	5,728	5,745	100.3%	99.9%	
	小計	3,454	3,445	3,190	3,716	3,557	95.7%	103.0%	
総合計		2,422	1,999	1,960	2,306	2,359	102.3%	97.4%	

③業種別・年度別従事者数

(単位:人)

品名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対25年度比	対22年度比	
伝統工芸品	染織物	芭蕉布	28	21	32	30	34	113.3%	121.4%
		読谷山花織 ・ミンサー	65	58	68	70	69	98.6%	106.2%
	織物	首里織	79	76	91	70	69	98.6%	87.3%
		琉球絣	139	142	151	156	151	96.8%	108.6%
		久米島紬	145	125	116	107	101	94.4%	69.7%
		宮古上布	40	43	46	44	43	97.7%	107.5%
		八重山上布 ・ミンサー	178	225	175	216	215	99.5%	120.8%
		竹富織物	24	22	52	12	11	91.7%	45.8%
		与那国織	28	30	45	30	32	106.7%	114.3%
	知花花織	33	38	38	38	48	126.3%	145.5%	
	小計	759	780	814	773	773	100.0%	101.8%	
染物	びんがた	111	93	103	117	102	87.2%	91.9%	
小計	870	873	917	890	875	98.3%	100.6%		
漆器	漆器	48	43	45	42	42	100.0%	87.5%	
	陶器	389	366	391	362	393	108.6%	101.0%	
	琉球ガラス	217	212	288	288	306	106.3%	141.0%	
	三線	-	-	32	28	40	142.9%	125.0%	
	合計	1,524	1,494	1,673	1,610	1,656	102.9%	108.7%	
その他	ウージ染め・ その他染織物	86	92	85	53	68	128.3%	79.1%	
	小木工	97	85	99	60	75	125.0%	77.3%	
	小計	183	177	184	113	143	126.5%	78.1%	
総合計		1,707	1,671	1,857	1,723	1,799	104.4%	105.4%	

④業種別・年度別事業所数

単位:事業所

品名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対25年度比	対22年度比	
伝 統 工 芸 品	織物	芭蕉布	12	9	20	18	20	111.1%	166.7%
		読谷山花織 ・ミンサー	65	58	68	70	69	98.6%	106.2%
		首里織	60	59	77	55	57	103.6%	95.0%
		琉球紺	42	41	42	39	37	94.9%	88.1%
		久米島紬	142	122	113	107	98	91.6%	69.0%
		宮古上布	9	11	20	16	18	112.5%	200.0%
		八重山上布 ・ミンサー	88	96	102	94	96	102.1%	109.1%
		竹富織物	23	21	52	11	11	100.0%	47.8%
		与那国織	28	30	45	30	30	100.0%	107.1%
		知花花織	33	38	38	38	48	126.3%	145.5%
	小計	502	485	577	478	484	101.3%	96.4%	
	染物	びんがた	27	25	28	32	33	103.1%	122.2%
	小計	529	510	605	510	517	101.4%	97.7%	
	漆器	5	5	6	5	7	140.0%	140.0%	
	陶器	118	118	122	118	134	113.6%	113.6%	
琉球ガラス	13	12	12	13	17	130.8%	130.8%		
三線	-	-	20	16	22	137.5%	110.0%		
合計	665	645	765	662	697	105.3%	104.8%		
その他	ウージ染め・ その他染織物	30	31	31	28	34	121.4%	113.3%	
	小木工	23	23	28	18	26	144.4%	113.0%	
	小計	53	54	59	46	60	130.4%	113.2%	
総合計		718	699	824	708	757	106.9%	105.4%	

(2) 全国の状況

全国には、伝産法に基づき経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が、平成29年3月時点で225品目あり、平成21年度における生産額は1,281億円、従事者数は7万9千人となっている。

同年度における、全国の伝統的工芸品に占める本県の割合は、生産額は3.2%、従事者数が1.0%となっており、全国の工業統計に占める本県製造品出荷額の割合(0.2%)と従業者数の割合(0.3%)を大幅に上回り、伝統工芸産業は本県において重要な位置を占めている。

また、全国の伝統的工芸品の生産額と従事者数の推移は、生産額のピークであった昭和58年度の5,405億6,400万円に比べ平成21年度は76.3ポイントの減少、従事者数のピークであった昭和54年度の28万7,956人に比べ同72.6ポイントの減少と、現在はどれもピーク時の1/3以下の大幅な減少となっている。

一方、本県の伝統工芸品は、平成26年度において、生産額で26.3%、従事者数で49.6%減少となっており、全国の推移に比べ減少率は緩やかとなっている。なお、第7次振興計画期間内においては、生産額、従事者数ともに、わずかながら増加傾向となっている。

2 伝統工芸産業の課題

(1) 市場変化への対応

生活様式の変化に伴う伝統工芸品市場の縮小、グローバル化の進展等による国内外の伝統工芸品や類似品との競合の激化、消費者の低価格志向等により、本県の伝統工芸品は、生産額、従事者数、事業所数のどれも最盛期と比べ減少している。

消費者嗜好の多様化はますます進み、それに合わせて流通形態の多様化も進展しており、本県の伝統工芸産業を振興するためには、各産地が市場の変化を的確に把握・分析し、それぞれの特色を生かした製品開発や市場展開、販路の開拓を行うことが求められる。

そのため、各産地の主体的なマーケティング活動やノウハウの蓄積が必要となるものの、未だ十分な取組みがなされていない。

現在、各染織物産地におけるマーケティング活動は、流通業者等からの情報提供を中心に行われており、既存の流通や市場以外の情報は得られにくい状況にあり、新たな製品開発、販路開拓が求められる。

伝統工芸事業者においては、展示会の開催やセミナーへの参加など積極的な市場動向の把握と分析、市場ニーズに対応した製品開発や新たな素材と技法の導入、デザイン力の向上が課題として挙げられる。

(2) 経営の高度化と基盤の強化

本県伝統工芸産業の零細性、経営基盤の脆弱性という従来からの課題は依然として解決されていない。伝統工芸事業者は、個々では経営力及び信用力が弱く、事業活動に支障を来すことも少なくないため、各産地では中小企業事業協同組合法に基づく事業協同組合を設立し、各種共同事業を実施している。

県内においては、概ね事業組合が設立され組織化されているが、共同事業は各

産地の状況に応じて取り組まれており、事業内容や組合員の利用割合、規模等において相違がある。また、組合加入率についても産地ごとに大きな差異があり、総体的に共同購買事業や技術講習会等の組合のメリットが十分に活かされていない状況にある。

各組合の経営高度化に向けては、税制、金融、産地診断、経営指導等に関する外部専門機関を通じた中小企業施策の積極的な活用が有効であり、経営基盤を強化するためには、組合機能の高度化を図るとともに、組合への加入促進や組合運営を担う人材の育成が必要であり、これらの取組の積極的な実施が課題である。

また、マーケティング力と販売力の強化、生産性の向上や共同購入の活用によるコスト低減等に取り組むとともに、財務基盤や収益の安定化を図ることが課題となっている。

(3) 人材の確保と育成

伝統工芸産業においては、従事者の高齢化が進んで、産業として持続的発展を目指す上での大きな課題となっている。伝統工芸品は、熟練した職人の手業により生産されることが魅力であり、技術を継承し、高度化するためには、後継者を確保し、育成することが不可欠である。

そのため、県においては、後継者育成事業や人材育成事業などにより、人材の育成に取り組んでいるものの、技術・技法の習得に長期間を要することや低収入などの理由により、定着しない場合も多い。また、事業者側においては、需要の減少により雇用を継続できないなどの課題を抱えている。

(4) 原材料の安定確保

伝統工芸品の原材料は、伝統的に使用されてきた天然の原材料が主として用いられ、伝統工芸品の持つ独特の味わいを醸し出す重要な役割を果たしている。

これら天然原材料の中には、従事者の高齢化や後継者不足などによる生産量の不足や品質の不安定化等の傾向が見られ、良質の原材料（芭蕉糸、苧麻糸、琉球藍、陶土、漆器素地材など）が入手困難となっているものも少なくない。

特に、芭蕉糸や苧麻糸では、手績み従事者の高齢化と減少により良質な手績糸の生産が減少するなど、産地事業者や市場が求める品質の原材料が不足しており、原材料製造事業者における後継者の確保と育成が課題となっている。

また、移入・輸入原材料を中心に仕入れ価格が高騰しており、伝統工芸事業者の収益を圧迫している。そのため、良質・安価で安定確保が可能な代替原材料の開発や利用促進が求められている。

(5) 販売力の強化と販路の開拓

本県伝統工芸品のうち染織物については、流通事業者を通じた販売が主流となっている。流通事業者を介すことにより、伝統工芸事業者は生産に専念できるほか、持続的・安定的な売上と収入の確保、市場動向に関する情報の収集などのメリットが得られるものの、特定の流通事業者への販売依存度が高まることにより、価格交渉力の低下による収益の減少、産地の特性を生かした製品の開発などにおいて支障が生じている。

そのため、伝統工芸事業者における、独自の市場ニーズを把握した製品開発によるマーケティング活動の実施、販売力の強化、販路の開拓が課題となっている。

(6) ブランドの確立

本県伝統工芸品は、本県の気候風土や観光などに対する全国的な関心の高まりから、各種メディア等への露出機会も多くなり、消費者の認知度を高める機会に恵まれている。

しかし、長い歴史の中で育まれた各伝統工芸品の持つ地域特性や魅力、素材、制作プロセス等、より細やかで的確な情報の提供が市場や消費者に対して効果的に行われておらず、市場におけるブランドを確立するまでに至っていない。

ブランドの確立に向け、地域団体商標権を取得した組合もあるが、未取得組合の積極的な取得を推進するとともに、認知度の向上に向けた情報発信を積極的に行う必要がある。

また、製品の品質維持・向上と信頼性の確保を目的に実施している染織物の県営検査が徹底されていない状況にある。

(7) 拠点施設の整備

伝統工芸産業産地の中核施設として、地元市町村または事業組合等が事業主体となって、共同展示室、後継者養成室、共同染色室などの共同作業場の機能を有する伝統工芸会館等の整備が行われており、現在、12産地に16施設がある。これらの施設の多くは、老朽化が進行しており、共同作業場としての使用に支障が生じていることから、拠点施設の改修・新規確保等が課題となっている。

また、これらの施設については共同作業や共同販売のほか、消費者ニーズの把握や観光客等への宣伝普及を図る場として活用することが望ましいが、現在、十分に活かされていない状況にある。そのため、中核施設としての積極的な活用が求められている。

県では、「沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)整備事業」により、伝統工芸産業全体を網羅した中核施設の整備を進め、今後の伝統工芸産業の振興を図ることとしている。

伝統工芸品産地の現状と課題

産地名	現 状	課 題
喜如嘉の芭蕉布	<p>生産額はほぼ横ばいで推移しているものの、従事者数が大幅に減少し高齢化が進展している。</p> <p>製品は、着尺、帯地が中心であるが、タペストリーなどの製品開発も行っている。</p> <p>組合独自で年1～2人の後継者育成事業を実施しているものの、北部地域で、人材確保を行っている状況である。</p>	<p>高齢化の進展が顕著で、生産額の増加が見込めず、若手従事者の確保が課題である。</p> <p>特に、原材料である着尺用糸の入手難があり、生産にも影響している。</p> <p>良質な手績み糸の確保のための技術者育成が課題で、芭蕉の栽培・管理や芭蕉手績みによる採織、糸にする技術の継承が必要である。</p>
読谷山花織・読谷山ミンサー	<p>生産額は、徐々に増加傾向にあるも、着尺生産が不足気味である。</p> <p>販売は着尺・帯が中心だが、テーブルセンター等の小物製品の需要が伸びている。</p> <p>組合員は高齢化が進み、稼働者が減少している。</p> <p>産地振興計画による後継者育成や宣伝普及などの諸事業を実施し、産地の活性化を図っている。</p> <p>ホームページや休日開館などによる、産地や製品の宣伝普及に務めている。</p>	<p>生産形態が各工房独自の一貫工程であり、着尺制作に時間を要するため、製品不足気味である。</p> <p>販路開拓及び営業活動においては、専属職員がいないので、対応に影響がでている。</p> <p>組合員に対して、高度な技術継承・向上するため、中堅技術者の育成研修が必要である。</p> <p>原材料糸は、小ロットでの仕入れが困難である。</p>
首里織	<p>販売は、着尺・帯や小物等を中心に好転している。特に、花倉織の人气が上々である。</p> <p>商品開発として、異業種とのコラボで、靴やかりゆしウェアなどの製品開発を行っている。</p> <p>後継者育成事業終了後は、組合に加入し、若い作り手が多い。</p> <p>年1回の技術講習会を開き技術の向上に取り組んでいる。</p> <p>新たな素材を使った製品開発にも取り組んでいる。</p>	<p>問屋等の注文による他産地との製品の類似等の課題があり、首里織のブランド確立が必要である。</p> <p>商標やタグ、見本帳などによる他産地との差別化を図る。</p> <p>高度な技術や時間を要する着尺の織手の技術向上のための育成研修等が課題である。</p> <p>地元での首里織直売店の設置による宣伝普及、販路開拓が必要である。</p> <p>共同作業場の環境整備及び増築が望まれる。</p>

伝統工芸品産地の現状と課題

産地名	現 状	課 題
琉球絣・南風 原花織	<p>着尺・帯を中心としながらも、縫製技術者を育成し、二次加工品の製作・売上げに注力している。従事者は多いが、高齢化が進んでいる。</p> <p>町内の小中学校に対する体験事業や、会館への観光客受入を行うなど、宣伝普及を積極的に行っている。</p> <p>工芸振興センターと連携をしながら、技術力・デザイン力の向上に努めており、組合独自で新しい糸の研究開発も行っている。</p>	<p>製造工程の分業化で製造が行われてきたが、従事者の高齢化が進み、現行体制の維持が困難な状況となっている。</p> <p>特に「糸の染色」や「絣括り」ができる人材の高齢化が進んでおり、後継者育成及び高度な技術を継承していく仕組み作りが課題となっている。特に「絣括り」は数百種の絣模様があり、技術習得に長期間が必要で、その技術継承は緊急の課題である。</p>
久米島紬	<p>従来、生産は泥染めの着尺が中心であったが、最近では草木染めの色物に人気がある。近年では帯地の生産拡大にも取り組んでいる。</p> <p>原材料(糸、染料、泥土など)の確保が困難となり、生産活動に支障をきたしている。</p> <p>ユイマール館を活用した観光土産品としての商品づくり及び販売活動に取り組んでいる。</p>	<p>問屋との販売価格交渉力の向上や新たな販路開拓し、製品に見合った販売価格の確保が必要である。</p> <p>また、現在の消費者ニーズに合わせた商品開発も課題である。</p> <p>従事者の高齢化とともに、後継者育成事業を実施しているが終了後の収入の確保が課題である。</p> <p>原材料(泥土、グール、琉球藍など)の確保が困難になっている。</p>
宮古上布	<p>糸績み手の高齢化が顕著であり、着尺用の良質な苧麻糸が不足している。市役所との連携で苧麻手紡糸奨励金制度を設け、手績み従事者の確保を図っている。</p> <p>宮古上布を活用した鞆等の二次加工品の生産に取り組み、観光客への販売が伸びている。</p> <p>伝統的工芸品である宮古上布の、手織りの技術・技法を活かし、素材に綿糸やラミー糸等を使用した小物商品(袋物やウェアなど)を展開し、人気を得ている。</p>	<p>製造工程の分業体制の中で糸績み手の高齢化等による着尺用の上質な苧麻糸の確保及び手績み技術者養成、後継者育成が課題である。</p> <p>高度な技術を要する「十字絣」の織手、絣締め技術者が減少しているため、技術継承及び製品開発のための技術者養成が必要である。</p> <p>全体的に高齢化が進み、若手従事者の確保が課題である。</p>

伝統工芸品産地の現状と課題

産地名	現 状	課 題
八重山上布・ミンサー	<p>糸績み手の高齢化等により、着尺用の良質な苧麻糸が不足気味であるが、年々増えてきている。(福利厚生事業等で糸績み手の確保に努める。)</p> <p>苧麻糸手績み講習会や技術講演会などを実施し、組合員の技術向上を図っている。</p> <p>観光客増により、上布、ミンサー及び小物類等の売上げは堅調に伸びている。</p> <p>竹富産地は、組合員の減少で生産額の減少がみられる。</p> <p>竹富町補助による後継者育成事業を実施し、修了者が従事するようになった。</p>	<p>糸績み手の高齢化により、着尺用の上質な苧麻糸の確保及びそのための技術者育成、後継者養成・確保が課題となっている。</p> <p>石垣市、竹富町内に生産拠点はあがるが、織物検査所が石垣島だけに有るため、製品検査の受検に要する負担の格差が生じている。</p> <p>竹富島では、入域観光客は多いが滞在時間が短いため、販売に繋がっていない。</p> <p>両産地ともに、従事者の確保も課題である。</p>
与那国織	<p>着尺・帯の生産から小物製品への生産主体が移行しつつあるが、組合員の稼働率の低下等もあり、生産量が激減している。</p> <p>離島の離島というハンディーから、費用対効果などで、島外での展示会や講演会などへの参加が困難で、産地間交流や技術情報の入手などが滞っている。</p>	<p>織物従事者確保や組合員の稼働率向上を図るため、従事者への講習会や後継者育成などを強化する必要がある。</p> <p>また、原材料の安定確保のため、共同購買事業の強化が求められる。</p> <p>各産地との連携、交流を推進することが課題である。</p> <p>取引先が縮小傾向にあるため、新たな販路開拓が必要である。</p>
琉球びんがた	<p>二次加工品の売上げは好調。</p> <p>後継者育成事業終了後、修了生の受入れ場所がない。組合加入が無く、交流が持てない。独自の技法で生産する若手が多く、紅型の技術・技法が崩れつつある。紅型検査制度を徹底し、品質の維持が必要である。</p> <p>近年、他の工芸産地組合とのコラボ商品など、新たな製品開発を行っている。</p>	<p>県営紅型検査制度の徹底で、技術技法の適格な伝承が必要である。</p> <p>事業者の協同組合への加入率が低く、組合の共同事業が十分に展開できていない。</p> <p>新製品の開発、後継者育成事業後の受け皿として、共同作業場の確保が緊急に必要である。</p> <p>高所得者向けの商品や、ある程度価格を抑えた商品等、ターゲットを絞った商品開発が必要である。</p>

伝統工芸品産地の現状と課題

産地名	現 状	課 題
知花花織	<p>平成24年7月に伝統的工芸品として国指定され、問屋から着尺、帯等の注文が増えている。</p> <p>組合員は比較的若く、後継者育成事業(10人/年)を実施し、終了後組合員となることで、後継者は育っている。</p> <p>着尺、帯地のほか、かりゆしウェアや小物類の生産にも取り組んでいる。</p>	<p>沖縄県首里織物検査所にて受験しているため、受検に要する負担が大きく、知花花織として独立した検査所の設置が課題である。</p> <p>原材料の琉球藍の供給量が減少するとともに、品質にバラツキが有り、染色が難しくなっている。</p> <p>また、絹糸の仕入れ価格が年々上昇し、コスト高騰が課題。</p>
琉球漆器	<p>県産材の入手が困難で、代替材として、県外等の材の活用を検討している。</p> <p>組合員は1事業所まで減少したが、新規加入等で、組合員は5事業者である。</p> <p>琉球ガラスや、琉球びんがたとのコラボで、ターゲットを絞った商品展開に取り組んでいる。また、学校給食用食器などの汎用・中量産製品の開発研究も実施している。</p>	<p>組合員の脱退などが有り、新規加入や組合運営改善などで組織強化が課題である。</p> <p>新たなデザインや用途など消費者が使いやすい商品開発で、消費意欲を刺激する工夫が必要である。</p> <p>類似品対策やブランド力向上のため、検査制度導入が課題である。</p> <p>企業規模の零細性や消費者需要が少ないため、従業員が雇えず後継者の育成が困難である。</p>
壺屋焼	<p>環境問題等で原材料(陶土)の確保が困難になっている。</p> <p>伝統的な技法を守りながらも、現代のニーズを意識した新しいデザインの製品開発が行われている。</p> <p>後継者育成事業の実施や、デザイン講習会等を実施し技術の向上にも努めている。</p> <p>地域団体商標登録や、組合独自の商標貼付により、ブランド化・類似品との差別化を図っている。</p>	<p>商品開発やマーケティングの充実、ブランド形成による類似品との差別化、後継者育成、従事者の確保等により一層取り組む必要がある。</p> <p>良質な陶土の確保が困難であり、杯土の配合、品質の向上等、技術開発のため、工業技術センターとの技術連携の強化が必要である。</p> <p>事業者が県内全域にあるため、全事業者一体となった取組みを行うことが困難な状況である。</p> <p>製品検査の実施による製品の品質向上及び壺屋焼の認知度の向上を図る必要がある。</p>

伝統工芸品産地の現状と課題

産地名	現 状	課 題
琉球ガラス	<p>外国人観光客をターゲットとした製品展開や、リゾートウェディング等の冠婚葬祭用商品が売れており、生産額は増加傾向にある。</p> <p>外国ガラス産地との技術提携による新技術導入を図った耐熱ガラス製品等の展開も行っている。</p> <p>刻印やシール貼付により、ブランド化・類似品との差別化を図っている。</p>	<p>インテリア・建築資材等新たな商品展開に取り組む必要がある。</p> <p>職人の技術向上のための作品作りの機会を作り、個々の技術力向上を図ることが必要である。</p> <p>経費等を考えた設備改善及び二次加工用備品を整備が必要である。</p> <p>ブランド力向上の面から、ガラス業界全体での宣伝普及事業の展開が必要である。</p>
三 線	<p>組合結成間もなく、組合員の確保に向けた取組を行っている。</p> <p>平成24年に県指定を受け、県の諸施策事業の活用で、三線の宣伝普及が図られ、販売量は増加している。併せてウェブ等IT活用のPRができ、注文は増えている。</p> <p>原材料(棹材)の共同購入で経費の縮減を図っている。</p> <p>伝統的工芸品としての国指定に向け、調査研究を進めている。</p>	<p>海外産三線輸入で、低価格帯の県内シェアが奪われたことで個々の事業所経営が圧迫され、若手の雇用・育成が困難になっている。</p> <p>原材料の共同購買事業とし、安定的な供給体制を確立する必要がある。蛇皮の代替として、人工皮の導入があるが、その品質改善研究開発が課題である。</p> <p>製造者の組合加入を促進し、組織強化を図る必要がある。</p>
豊見城市ウー ジ染め	<p>小物類を中心に生産しており、生産額は堅調に推移している。</p> <p>販売は直営店等県内のみであり、県外出荷を検討する。</p> <p>組合独自で自主検査を行い、品質維持を図っている。</p> <p>新製品開発では、ショールやバッグ、帯地の商品展開を図っている。</p>	<p>販路が県内のみとなっており、県外への認知度向上を図り、販路拡大を行う必要がある。</p> <p>後継者育成事業は、独自で行っており、経費及び技術指導面で十分な指導が行えていない。</p> <p>原材料(麻地)の高騰による生産コストが上昇し、商品価格に影響している。</p>
小木工	<p>工芸振興センターを修了後、独自の工房を立ち上げ活動する従事者が増えてきている。</p> <p>また、漆器生地の供給者としての挽物製品や指物製品の展開を図っている。</p>	<p>販路開拓面では、生産から流通まで工房独自で行うため、流通システムの改善が課題である。</p> <p>消費者に対して、量産工業製品との違いや魅力を効果的にPRする手法の導入が必要である。</p>

第3章 計画の基本方向

本県伝統工芸は、長い歴史と風土の中で生み出され、熟達した職人により、継承・発展し、染織物、陶器、漆器、ガラス、三線など多彩な品目が有り、産地も各地に点在し、地域に根ざした産業として、雇用の創出など地域経済の原動力となっている。併せて、伝統文化的な側面も有しており、本県が目指す文化産業の重要な資源としても捉えることができる。

今後とも持続的な発展を図るためには、伝統的な技術・技法を継承することは最も重要であるものの、作り手の創造性を高め、時代変化への適切な対応や新たな市場を切り開くことも必要である。

そのため、伝統工芸事業者や組合、行政機関や大学等教育機関などが連携を強化し、伝統工芸産業の振興発展と魅力ある産地を形成するため、次の基本方向のもとに、効果的な施策、事業展開に取り組むこととする。

1 伝統工芸の継承と発展

本県の長い歴史と風土の中で生まれ、熟達した職人により継承・発展してきた伝統工芸は、沖縄伝統文化の中心でもあり、本県の誇る宝である。

染織物、陶器、漆器、ガラス、三線など多彩な伝統工芸は、県内各地に点在し、地域の特性を反映した魅力に溢れ、本県産業のブランド化に寄与するとともに、地域文化の中心、地域経済発展の原動力となっている。

これらの伝統工芸を次世代に継承するため、新たな市場への展開や異業種・異分野との連携などにより、地域特性を反映した魅力溢れる伝統工芸として継承・発展に取り組む。

2 魅力ある産地の形成と雇用の創出

伝統工芸産地は、地域の生産活動や雇用の場を形成するとともに、地域活性化の拠点や観光資源としても位置づけることができ、地域振興に寄与している。

各伝統工芸産地の魅力を高めることは、伝統工芸品の付加価値の向上や情報発信力の強化にもつながり、ひいては就業の場としての魅力を高めることとなる。

そのため、各伝統工芸産地の特色を生かした魅力ある産地の形成に努める。

3 新たな市場ニーズへの対応

伝統工芸産業を振興するためには、時代とともに変化する市場ニーズに適切に対応することが必要である。伝統工芸品の持つ特色や本来の伝統性を損なうことなく、時代の変化に適切に対応し、消費者に受け入れられる市場開拓や商品開発をする必要がある。

本県伝統工芸産業においても、その優れた技術や技法を取り入れつつ、機能性やデザイン性を高めた多種・多様な新たな伝統的工芸品が生み出されている。

このような新たな伝統的工芸品は、市場ニーズの変化に伴い顕在化した新たな購買層を中心に大きく伸びる可能性を有しており、新たな市場の発掘に取り組むとともに、市場ニーズや購買層をターゲットとした新たな商品の開発、流通チャ

ンネルの開拓等による需要の拡大に取り組む。

4 マーケティングの充実強化及びブランド力の向上

本県伝統工芸産業を発展させるためには、マーケティングを強化し、安定的な需要を確保することが重要である。

需要を開拓し、収益性を向上させるため、流通の専門家等を活用し、市場ニーズや購買層を把握し、ターゲットを絞った商品開発と販路開拓に取り組み、製品企画や流通など、マーケティングの充実強化に努める。

また、ブランド力向上のため、伝統工芸品の地域性、歴史や特性、技法などに関する宣伝や情報発信の改善に努めるとともに、品質の維持・向上に務める。

5 新たな連携体制の構築

本県の伝統工芸事業者は、生産規模の零細性、経営基盤の脆弱性という課題を抱えており、事業者単独では、新たな製品やデザインの開発、生産性の向上、販路開拓等を充分に行えない状況にある。

そのため、伝統工芸事業者と試験研究機関、教育機関、行政機関等とのネットワークを構築し、連携強化を図ることで、生産工程の省力化、新技術導入などによる技術力向上、共同製品開発や情報発信・交流、人材育成などを効率的にできる体制の構築に取り組む。

第4章 主要施策の推進方針 (伝統工芸産業振興に向けた施策の展開)

本県伝統工芸産業の現状と課題及び本計画の基本方向を踏まえ、今後の主要施策を以下の通り展開する。

主要施策の実施に当たっては、伝統工芸事業者や産地組合等との目標の共有化を図り、密接な連携のもとに取り組むこととする。

1 需要の拡大

全国的に伝統工芸産業の売上が低迷している中で、需要の拡大を図ることが本県の伝統工芸産業振興を図るうえで最も重要であり、今後は、以下の施策を積極的に展開していく。

(1) ブランド力の向上と情報発信の強化

経済のグローバル化の進展により、国内外の伝統工芸品や類似品との競合が激化しており、伝統工芸品のブランド力向上が求められている。ブランド力を高めることにより、需要の喚起、付加価値の向上、販路の開拓、本県伝統工芸品の愛用者の増加が期待されることから、伝統工芸品の歴史や特性、原材料、技法など、付加価値の向上につながる情報を発信し、市場や消費者への認知度向上に努める。

また、ブランドを確立するためには、利用者の期待に応える製品を提供する必要があり、伝統工芸品の品質を維持・向上させるための製品規格や検査制度などの整備を促進する。

- ・ 伝統工芸品の特性を生かしたブランド戦略の構築促進
- ・ IT活用などによる県内外への情報発信の強化
- ・ 県内外及び海外における展示会等の開催
- ・ 条例や伝産法に基づく伝統工芸品の指定促進
- ・ 検査制度の充実など品質の維持・向上に向けた取り組みへの支援

(2) 新たな市場の開拓

生活様式の変化を背景に伝統工芸品の市場は年々減少を続けており、新たな伝統工芸品の市場を開拓する必要がある。

近年、市場ニーズの変化に伴い、「ゆとり」や「ゆたかさ」を求める購買層や伝統工芸品の持つ魅力を評価する本物志向の購買層の増加により、本県伝統工芸品の需要はわずかながら増加している。

また、伝統工芸品を活用した二次加工品の伸張をはじめ、建築やインテリア、ファッションなど、従来の市場と異なる分野においても成長が期待されるほか、十分な展開がなされていない海外市場や業務用、公的機関での利用などが有望市場として期待される。

これらの市場の開拓に向け、下記の取り組みを実施する。

- ・ 市場開拓に向けたマーケティング調査及び可能性調査への支援
- ・ 伝統工芸品の特性を生かしたマーケットの選定と販路開拓促進
- ・ 伝統工芸品の新たな用途開発
- ・ 県民による伝統工芸品利活用の促進

- ・公的機関での伝統工芸品の利活用・導入促進

(3) 多様な流通経路の活用

伝統工芸品は、流通事業者を介して販売している場合が多いものの、伝統工芸事業者や産地組合には販売を担う人材が不足していることから、取引している流通事業者の数は数社程度と限られている。そのため、既存の流通経路を維持しつつも、新たな顧客を掘り起こすための流通経路を開拓拡充する必要がある。

また、情報化の進展に伴いウェブサイトを通じた販売が一般的になっているものの、伝統工芸品の持つ魅力や風合いは、ウェブサイトでは伝えにくい一面を抱えており、伝統工芸品では、本格的に取り組みされていない状況にある。ウェブサイトを販路として活用することは、新たな顧客の発掘や認知度の向上には有効な手段であり、実店舗での販売と連携しながら活用を図る必要がある。

これらの実現に向け、下記の取り組みを実施する。

- ・新たな流通業者の開拓促進
- ・新たな流通システムの構築促進
- ・ウェブサイト、Eコマース等を活用した販売システムの構築促進

(4) 観光産業との連携強化

伝統工芸は、地域の歴史や風土に育まれた伝統文化としての側面も有することから、重要な観光資源としても位置づけることができる。

そのため、観光土産品としての販売のほか、MICEと連携したノベルティとしての活用、リゾートウェディングと連携したギフト市場への展開、伝統工芸品の製作体験の旅行商品化など、観光産業との事業連携により、幅広い需要の創出が可能となる。

その実現に向け、観光産業の求める製品や品質などの把握、生産力の確保やプロモーション活動の強化などに努める。

- ・観光関連事業者（MICE, リゾートウェディング市場など）との連携体制構築の促進
- ・消費客向け（製作体験、観光土産品、贈答用商品など）のプロモーション強化への支援
- ・未利用資源を活用した新たな伝統工芸品の研究開発

(5) 知的財産権制度の活用促進

本県伝統工芸品の認知度やブランド力が向上するに伴い、模倣品への対策が求められている。廉価な類似工芸品の国内外からの流入は続いており、本県伝統工芸品の市場を圧迫している。模倣品への対策としては、地域団体商標、意匠権等の知的財産権の取得が有効であることから、伝統工芸事業者や組合への普及・啓発に努める。

また、染織物については、県の染織物検査制度に基づき、検査に合格したものには県証紙を貼付しており、この証紙は流通事業者には浸透しているものの、消費者の認知度は低い状況にある。そのため、検査制度の徹底と拡充及び県証紙の認知度向上に取り組む。

- ・模倣品の流入実態の把握
- ・知的産業財産制度の普及・啓発と活用促進
- ・県検査制度の徹底と拡充及び県証紙に関する情報発信の促進

2 人材の確保・育成

伝統工芸産業は手作業を中心とした伝統的な技術・技法によって生産されており、優秀な技術を保持する従事者の確保が必要である。

そのため、工芸振興センターや教育機関等との連携による後継者の確保に努めるとともに、産地事業組合後継者の技術や技法の向上に向けた研修事業の充実に努める。

また、経済・社会情勢の変化に対応しながら、産地の振興を担う人材の育成も不可欠であることから、伝統工芸産業の振興に向けた多様な人材の育成に取り組む。

(1) 後継者の確保と育成

伝統工芸産業従事者の高齢化はますます進展しており、若年後継者の定着不足も懸念されている。この要因としては、伝統工芸品の製造技術の習得に長期間を要することと、低収入であることなどが挙げられている。

各産地組合が実施している後継者育成事業や県が実施する人材育成事業では、例年一定程度の応募があり、後継者を目指す人材はいるものの、十分な育成ができていないことから、技術の未習熟と低収入に繋がっているものと考えられる。

そのため、後継者育成事業への支援・拡充及び技術や技法の高度化に向けた人材育成事業の拡充に取り組むとともに、社会保険制度等の導入促進などによる離職者や休職者の再就労の促進に努める。

- ・後継者(作り手、原材料製造)育成事業の実施
- ・人材育成事業のあり方見直しと拡充
- ・伝統工芸事業者への社会保険制度導入の促進
- ・離職者や休職者の再就労の促進

(2) 伝統工芸産業従事者の技術の向上

本県の伝統工芸には多様な技術や技法があり、それらを習熟するためには数年から十数年程度の長期間を要している。また、市場ニーズの変化に対応した製品を作るためには、新たな技術や技法の習得も必要である。

現在、各産地組合では、組合員を対象とした技術や知識の向上を図る講習会等が実施されており、県においても各産地への巡回指導や講習会の開催、研修生の受入などを実施しており、一定の成果を挙げているが、なお継続して実施する必要がある。

そのため、今後も市場ニーズの変化に対応できる技術力向上のための研修事業の拡充に取り組む。

- ・工芸振興センターにおける技術指導の拡充
- ・技術指導や講習会等における外部専門家等の活用
- ・先進技術の情報収集及び導入促進

(3) 県立芸術大学等と伝統工芸産地の連携強化

県立芸術大学には、デザイン工芸学科が設置され、毎年多くの工芸関係の人材が輩出されているが、伝統工芸産業分野に進む人材が少ない状況にある。そのため、県立芸術大学など教育機関と伝統工芸産地との連携を強化し、持続的に人材の確保と育成ができる仕組みの構築に努める。

- ・ 県立芸術大学等と産地の連携体制の構築
- ・ 県立芸術大学等と産地との共同製作等の促進
- ・ 体験学習の受入拡充促進

(4) 多様な人材の育成

伝統工芸産業を発展させるためには、伝統工芸品製造分野の人材だけでなく、事業所や組合の経営、販売、マーケティング、情報発信等の分野に関する人材育成をする必要がある。

これらの多様な人材育成に取り組むほか、伝統工芸産業の振興を目的に、伝統工芸分野において起業を目指す人材の支援に努める。

- ・ 経営や販売、マーケティング等に関するセミナーの開催
- ・ 次世代経営者育成・確保
- ・ 伝統工芸分野における起業の促進

3 原材料の安定確保

伝統的に使用されてきた原材料は、伝統工芸品の独特な味わいを醸し出す重要な役割を果たしている。しかしながら、天然原材料の中には、生産従事者の高齢化、後継者不足、資源枯渇化等により、入手困難となっている原材料（芭蕉糸、苧麻糸、琉球藍、陶土、漆器素地材など）も少なくない。原材料の安定確保及び原材料製造技術の改善等により安定供給システムを構築する。

また、移入・輸入原材料を中心とした仕入れ価格の高騰も課題となっており、これらの課題への対策に取り組む。

(1) 原材料製造事業者の確保・育成

喜如嘉の芭蕉布や宮古上布、八重山上布は、芭蕉、苧麻などの手績糸や製造者の減少等から原材料の供給が充分に行えず、製品の生産に影響を及ぼしている状況にある。芭蕉、苧麻などの栽培から糸績みまでの工程に従事する者が不足し、事業者や消費者が求める品質の手績糸を生産・供給できる人材が減少している。

琉球藍においても、栽培から製造までの人材が減少し、琉球藍供給に支障をきたしている。

そのため、原材料製造における後継者の確保と育成が必要である。

- ・ 原材料（芭蕉糸、苧麻糸、琉球藍）製造における後継者育成・確保の促進
- ・ 原材料製造技術の改善による品質の向上
- ・ 原材料供給における分業化、アウトソーシングの導入促進

(2) 安定確保に向けた取組

原材料の安定確保は、これまで対処療法的な調達がなされており、計画的な原材料供給を実施するためには、植林・栽培・製造などに取組むことで、安定供給システムを構築する必要がある。

また、行政機関の農林水産担当部署や森林組合など関係機関等との連携を密にし、原材料に関する情報が迅速に把握できるネットワークの形成など、安定確保の仕組み作りを支援する。

- ・ 原材料の必要量、賦存状況の把握
- ・ 原材料の栽培、植林等の推進

- ・伝統工芸事業者と関係機関とのネットワーク構築

(3) 代替原材料の開発と利用の促進

資源の枯渇化や原材料価格の高騰に対処し、伝統工芸品の品質や量の維持・改善につながる代替原材料の開発が求められている。

これまで、工芸振興センターや工業技術センターで実施した代替原材料等に関する試験研究・製品開発事業などを継続して実施するとともに、新たな関係機関等とも連携し、伝統工芸産業への利用促進に取り組む。

- ・代替原材料に関する試験研究・製品開発の実施
- ・代替原材料の情報提供及び利用促進

4 経営の高度化と基盤の強化

本県伝統工芸産業が抱える経営基盤の脆弱性の克服に向け、伝統工芸事業者や産地組合の経営高度化を促進するとともに、安定的な事業運営基盤構築のための取り組みを支援する。

(1) 戦略的な事業運営

各産地組合などでは、各年度毎の事業計画を策定し、組合運営がなされているものの、中長期的な事業計画である伝産法に基づく振興計画は、計画通りに事業実施・運営されている状況にない。

伝統工芸産業の振興を図る上では、各事業者や組合が、生産、販売、資金等を十分に勘案した長期計画を策定し、それに基づく戦略的な施策展開・事業運営に取り組む必要がある。

そのため、中小企業診断士や経営コンサルタント等の専門家や外部機関等の活用を促進し、伝統工芸事業者や組合等の事業戦略構築への支援に取り組む。

- ・中小企業診断士や経営コンサルタント等の活用促進
- ・事業戦略、産地振興計画立案への支援

(2) マーケティング力の向上

伝統工芸事業者や組合の多くは、販売を流通事業者に託し、製造に専念してきたことから、市場動向を直接把握する機会に乏しく、その結果、マーケティング力が十分に培われていない状況にある。

和装市場の縮小や消費者の嗜好の変化など、市場ニーズは刻々と変化しており、この動きを的確に捉え、製造や販売に反映させる必要がある。

伝統工芸事業者や組合のマーケティング力向上に向け、下記の事業に取り組む。

- ・経営や販売、マーケティング等に関するセミナーやワークショップの開催(再掲)
- ・県内外及び海外における展示会の開催(再掲)
- ・市場動向調査・展開に向けた可能性調査等の実施(再掲)

(3) 経営基盤の強化

伝統工芸産業を担う事業者や組合は、零細で財政・経営基盤が脆弱であり、戦略的な事業運営を行うための経営基盤の整備が求められる。また、事業者等においては、生産、販売、経営管理などを主体的に行うことのできる人材の育成・確

保が必要となっている。

そのため、税制、金融、産地診断及び経営指導等、中小企業施策の活用により、経営基盤の整備を促進する。

- ・ 伝統工芸事業者や組合における経営人材の育成
- ・ 中小企業診断士や経営コンサルタント等の活用促進(再掲)
- ・ 中小企業施策の利活用促進
- ・ 事業体制のIT化の促進

(4) 組合機能の充実

伝統工芸品は事業者の零細性などを補うため、事業協同組合を設立し、各種の共同事業を実施しているものの、各産地で事業内容や組合員の利用割合、規模等が異なるほか、組合によって組合への加入率も異なる状況にある。

伝統工芸産業を振興するためには、産地の中核となる組合の充実・強化が効果的であることから、共同購入や共同販売、後継者育成、流通やデザイン等の技術向上のための講習会の実施などをおして、組合の機能を強化するとともに、組合員の福利厚生向上など、組合への加入促進及び定着に向けた取り組みを実施する必要がある。そのため、組合における安定的な事業運営基盤構築のための取り組みを支援する。

- ・ 組合運営機能の強化
- ・ 共同事業及び講習会等の拡充による組合加入の促進
- ・ 組合員の福利厚生向上の改善
- ・ 産地組合における社会保険制度導入の促進(再掲)

5 製品開発力の強化

伝統工芸は、伝統的な製品規格や用途に基づき製造されてきたが、市場ニーズの変化に対応した製品開発が求められている。伝統的な技術と技法、原材料等を活用しつつも、これらを発展させ、新たな製品開発を実現する製品開発力の強化が、伝統工芸産業の振興において不可欠である。

(1) 新たな市場ニーズに対応した製品の開発

伝統工芸は、生活様式や消費者の嗜好など、市場ニーズの変化に伴い、伝統的な技術・技法や素材を守りつつも、新たな市場ニーズに対応した製品を提供する必要がある。

そのため、市場ニーズを的確に捉えるとともに、ターゲットとする市場に対し訴求力のある製品の開発と販売を支援する。

- ・ 市場ニーズに対応した製品開発の促進
- ・ 新たな製品開発を支える技術・技法の開発

(2) デザイン力の向上

伝統工芸品の魅力を高める上で、デザインの重要性はますます高まっている。伝統的な意匠や柄などを生かしつつ、購買層の感性に訴えかけるデザインを取り入れた製品を開発する必要がある。

そのため、伝統工芸事業者や組合のデザイン力向上に取り組むとともに、外部のデザイナーなどの活用を促進する。

- ・伝統工芸品に関するデザインセミナー等の開催
- ・先進(県内外の伝統工芸産地)事例に関する調査
- ・外部デザイナー活用体制の構築
- ・外部デザイナーの活用促進
- ・県内事業者の県内外の公募展等への応募促進

(3) 品質の維持・向上

伝統工芸品の愛用者拡大や固定客獲得のためには、消費者が求める品質を確保し、維持することが必要である。

現在、染織物については、品質の維持・向上のための県営検査制度を実施しており、市場での信頼を獲得している。その他、琉球ガラス、陶器、三線では、独自の検査に基づき、品質の維持・向上が取り組まれている。

このような取り組みを伝統工芸産業全般に波及させ、安心・安全な製品を提供できる体制を構築する。

- ・県営検査制度の徹底と拡充
- ・各産地組合における検査制度確立への支援
- ・検査制度に関する情報発信の強化

(4) 伝統工芸品の新たな用途開発

市場の変化や技術・技法の高度化に伴い、新たな市場として、インテリアや建築資材などの分野へ伝統工芸品の展開が可能となっている。

新たな分野への展開に向け、必要とされる製品規格や品質に関する情報を収集し、生産力の確保や販路開拓に取り組む。

- ・展開可能な市場の把握
- ・新たな用途開発のための試験研究の実施
- ・生産力確保の促進
- ・販路開拓への支援

(5) 二次加工品の開発

伝統工芸品を活用した鞆や小物などの二次加工品は、市場ニーズが高いため、販売量は堅調に推移している。二次加工品については、消費者ニーズの変化に対応した製品開発や低価格志向に対応した価格設定が容易なことから、今後も二次加工品は伸張していくものと考えられる。

従来、二次加工品の縫製は県外の専門業者への委託により製造されていたが、各組合において縫製技術者の育成や製品開発などに積極的に取り組まれている。また、工芸振興センターでは、皮革縫製や金細工の人材育成を実施しており、県内での二次加工品の製造体制が整いつつある。

これらの取り組みを加速し、より多彩な二次加工品の開発を促進するため、以下の取り組みを支援する。

- ・二次加工品製造に関するノウハウの蓄積
- ・二次加工技術者育成への支援
- ・二次加工品の販路開拓支援
- ・二次加工品需要の把握

6 試験研究技術指導体制の強化

本県伝統工芸産業の技術的底上げを図るためには、伝統的な技術・技法を基本に、新たな技術導入等により、技術・技法の向上と改善に取り組むとともに、新しい原材料の開発や消費者動向を的確に把握したデザイン及び製品開発、生産性の向上に向けた技術・技法の開発などに取り組む必要がある。

試験研究・製品開発や技術支援を効果的に推進するため、工芸振興センター、工業技術センター等の試験研究・製品開発機能を充実し、官民が一体となった原材料・新商品開発や技術・技法の向上等の支援に取り組む。

(1) 公設試験研究機関の組織・体制・施設整備の強化

工芸振興センター、工業技術センターは、伝統工芸分野における県内の技術支援機関であり、これまでも技術指導、人材育成、研究開発などにおいて、多くの成果を生み出してきたところである。

工芸振興センターの役割は、伝統工芸産業の技術的側面を支援する技術指導・研究開発機関であり、技術支援と研究開発を中心に事業を再構築し、その機能強化を図る必要がある。

また、他の公設試験研究機関とも連携しながら、技術改善・新技術導入など支援体制の充実に取り組む。

- ・試験研究・製品開発、技術支援体制の強化
- ・専門技術員の支援ノウハウ力等の向上
- ・他の公設試験研究機関との連携強化

(2) 関係機関とのネットワーク構築と活用

市場ニーズの多様化に伴い、伝統工芸事業者においては、消費者動向を的確に把握したデザイン及び製品開発、技術・技法の開発などの技術支援ニーズに対応する機能を充実する必要がある。

そのため、より適切な支援体制を構築するため、伝統工芸事業者や組合、県立芸術大学等の教育機関、県内外の公設試験研究機関とのネットワークを構築し、新たな支援体制の整備に取り組む。

併せて、工芸デザイン開発及び新製品開発企画等が求められている。

また、ネットワーク内の交流を促進し、情報の発信と収集に努め、伝統工芸産業振興の基盤としての活用を図る。

- ・工芸振興センターによるコーディネート機能の発揮(再掲)
- ・伝統工芸事業者、研究機関等との共同研究の促進
- ・デザインセンターの設置に向けた検討
- ・新たな支援体制の構築
- ・外部資金獲得、活用に向けたノウハウの蓄積

7 伝統工芸産業の拠点づくり

本県の伝統工芸産地は県内各地に点在し、各地域において経済の原動力となっているものの、伝統工芸産業を振興する上では、伝統工芸事業者や組合の集積に取り組む必要がある。事業者を集積することにより、生産や販売の効率化が実現するとともに、相乗効果により情報発信力の強化にもつながることが期待される。

そのため、伝統工芸産業の生産、販売、人材育成、情報発信、交流の拠点となる施設を整備し、伝統工芸事業者や組合の集積を図る。

(1) 製造、販売、人材育成の拠点整備

現在、共同作業場などの拠点施設を有する組合があるものの、施設の老朽化が進み、共同作業や共同販売、人材育成、情報発信の拠点として十分に機能していない状況にある。また、拠点施設を持たない組合では、人材育成などにおいて支障が生じている。

そのため、共同作業場や展示販売施設、後継者育成、伝統工芸製作体験、起業家育成などの機能を有する拠点施設の整備に取り組む。

- ・ 伝統工芸産業振興拠点施設の整備促進
- ・ 伝統工芸事業者等の集積
- ・ 伝統工芸製作体験、交流の促進
- ・ 観光産業とリンクした伝統工芸の集積による拠点作り
- ・ 情報の集約と発信機能の充実

(2) 共同研究による商品開発の強化

本県の多彩な伝統工芸品の事業者や組合を集積することにより、異分野の伝統工芸事業者相互の連携が促進され、共同研究による新たな商品開発が期待される。

また、工芸振興センター等には、伝統工芸事業者や県立芸術大学等の研究機関、公設試験研究機関との連携を仲介するコーディネーターとしての役割が期待されており、同センターを中核として、産学官の各主体がそれぞれの強みを生かした商品開発に取り組むことにより、効果的かつ効率的な商品開発が可能となる。

共同研究の実施に当たっては、国・関係機関等が実施する研究開発支援事業を活用するなど、官民一体となった新製品開発に努める。

- ・ 工芸振興センター等によるコーディネート機能の発揮(再掲)
- ・ 伝統工芸事業者等による共同研究の促進(再掲)
- ・ 外部資金獲得に向けたノウハウの蓄積(再掲)

8 伝統工芸産業振興の推進体制のあり方

伝統工芸産業に対する政策的支援は、伝統工芸産業の歴史的・文化的背景を踏まえつつも、自立した産業として発展させることを目的に実施されてきた。

そのため、伝統工芸産業の振興に当たっては、伝統工芸事業者や組合の主体的な努力を基本に、県や市町村、国などが側面的な支援を行うことが望まれる。

また、伝統工芸産業は、地域で生まれ、地域に支えられてきた産業であり、その振興には県民一人一人の支援が不可欠である。

(1) 製造事業者・組合等

伝統工芸産業の担い手であり、主体者であることから事業経営の感覚を一層取り入れ振興を図る必要がある。しかし、単独の取組には財政や人材面での厳しさもあることから関係機関との連携を密にし、支援制度や中小企業の施策等を活用するとともに、専門家の活用や異業種等との交流を積極的に推進するなど、自立した産業にむけた取組を行う。

(2) 県及び市町村

本県の自立型経済の構築を実現するため、伝統工芸産業の振興発展を推進し、魅力ある産地を形成することが重要である。

県及び市町村は、製造事業者・組合の取組状況を常に把握し、課題を整理し、相互の連携を密にし効果的な支援に努める必要がある。

さらに、県民が誇りを持って日常生活の中で伝統工芸品の利活用が図られるよう環境整備に努めるべきである。

(3) 県民

伝統工芸品は、地域の資源、歴史、風土に生まれ、今日に受け継がれた文化的価値を有する日常生活品であることから、県産品の中の県産品である。

伝統工芸産業が地域経済を支える産業であり、魅力ある地域を形成しているとの認識に立ち、生活の中で伝統工芸品を積極的に取り入れ、利活用していくことが求められる。

第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体	備考
1 需要の拡大	(1) ブランド力の向上と情報発信の強化	伝統工芸品の特性を生かしたブランド戦略の構築促進	県、市町村、組合等	
		I T の活用など県内外に向けた情報発信の強化	県、市町村、組合等	
		県内外及び海外における展示会等の開催		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 沖縄工芸ふれあい広場 海外への販路拡大展開 沖縄県工芸公募展 </div>	実行委員会 県、市町村、組合等 県	
	(2) 新たな市場の開拓	各組合等による展示会等の開催	組合、工芸事業者	
		検査制度の充実など品質の維持・向上に向けた取組への支援	県、市町村	
		条例や伝産法に基づく伝統工芸品の指定促進	県、産地組合等	
		市場開拓に向けたマーケティング調査及び可能性調査への支援	県、組合等	
		伝統工芸品の特性を生かしたマーケットの選定と販路開拓の促進	県、組合等	
		新たな市場展開に向けた用途開発	県、組合等	
1 需要の拡大	(2) 新たな市場の開拓	県民による伝統工芸品活用促進	県、組合等、県民	
		公的機関での伝統工芸品の利用・導入促進	県、市町村	

第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体	備考
1 需要の拡大	(3) 多様な流通経路の活用	新たな流通業者の開拓促進	組合、工芸事業者	
		新たな流通システムの構築促進	県、組合、工芸事業者	
		ウェブサイトを、Eコマース等を活用した販売システムの構築促進	県、組合、工芸事業者	
	(4) 観光産業との連携強化	観光関連事業者との連携体制の構築促進	県、市町村、組合等	
		観光客向けのプロモーション強化への支援	県、市町村	
		未利用資源活用による新たな伝統工芸品の開発研究	県、組合、工芸事業者	
	(5) 知的財産制度の活用促進	模倣品の流入実態の把握	県、組合	
		知的財産制度の啓発と活用促進	県、国、組合等	
		県検査制度の徹底と拡充	県、組合等	
		県証紙に関する情報発信の強化	県、組合等	
後継者（作り手、原材料製造）育成事業の実施		県、国、市町村、組合等		
2 人材の確保・育成	(1) 後継者の確保と育成	人材育成事業のあり方の見直しと拡充	県	
		伝統工芸事業者への社会保険制度導入促進	県、組合、工芸事業者	
		離職者や休職者の再就労の促進	県、組合	

第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体	備考
2 人材の確保・育成	(2) 伝統工芸産業従事者の技術の向上	工芸振興センターにおける技術指導の拡充	県	
		技術指導における外部専門家等の活用	県	
		先進技術の情報収集及び導入促進	県、組合	
	(3) 県立芸術大学等教育機関との連携強化	県立芸術大学等と産地の連携体制の構築	県、組合、工芸事業者	
県立芸術大学等と産地との共同事業等の促進		県、組合等		
3 原材料の安定確保	(4) 多様な人材の育成	体験学習の受入拡充促進	県、組合等	
		経営や販売、マーケティング等に関するセミナー（演習会）の開催	県	
		次世代経営者の育成・確保	県、組合等	
		伝統工芸分野における起業の促進	県	
	(1) 原材料製造事業者の確保・育成	原材料製造事業者における後継者育成・確保の促進	県、原材料製造事業者	
		原材料供給に明ける分業化、アウトソーシングの導入促進	原材料製造事業者	
	(2) 安定確保に向けた取組	原材料製造技術の改善及び品質向上	県、原材料製造事業者	
		原材料の必要量、賦存状況の把握	県、組合	
		原材料栽培、植林等の推進	県、組合、関係機関等	
		伝統工芸事業者と関係機関とのネットワーク構築	県、市町村、国、組合等	
(3) 代替原材料の開発と利用の促進	代替原材料に関する試験研究の実施	県		
	代替原材料の利用促進	県、組合等		

第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体	備考
4 経営の高度 化と基盤の 強化	(1) 戦略的な事業運営	中小企業診断士や経営コンサルタント等の活用促進	県	
	(2) マーケティング力の向上	事業戦略立案への支援 経営や販売、マーケティング等に関するセミナーやワークショップ（演習会）の開催【再掲】 県内外及び海外における展示会等の開催【再掲】 市場動向調査・展開に向けた可能性調査等の実施【再掲】	県、組合等 県 県、組合等	
4 経営の高度 化と基盤の 強化	(3) 経営基盤の強化	伝統工芸事業者や組合における経営人材の育成 中小企業診断士や経営コンサルタント等の活用促進【再掲】 中小企業施策の利活用促進	組合、工芸事業者 組合、工芸事業者 県 中小企業団体中央会	
	(4) 組合機能の充実	事業体制のIT化の促進 組合運営機能の強化 共同事業や講習会等の拡充による組合への加入促進 伝統工芸事業者や組合における社会保険制度導入の促進【再掲】	組合 組合 県、組合、工芸事業者	
5 製品開発力 の強化	(1) 新たな市場ニーズに対応した製品の開発	組合員の福利厚生の改善 市場ニーズに対応した製品の開発促進 新たな製品開発を支える技術・技法の開発	組合 県、組合等	
	(2) デザイン力の向上	伝統工芸品に関するデザイン等セミナーの開催 先進事例に関する調査	県 県、組合、工芸事業者	

第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体	備考
5 製品開発力の強化	(2) デザイン力の向上	外部デザイナー活用体制の構築	県、組合、工芸事業者	
		外部デザイナーの活用促進	県	
		県内事業者の県内外の公募展等への応募促進	県、組合	
	(3) 品質の維持・向上	組合等における検査制度確立への支援	県、組合等	
		県検査制度の徹底と拡充【再掲】	県、組合等	
		検査制度に関する情報発信の強化	県、組合、工芸事業者	
	(4) 伝統工芸品の新たな用途開発	展開可能な市場の把握	組合、工芸事業者	
		新たな用途開発のための試験研究	県、組合、工芸事業者	
		生産力確保の促進	組合、工芸事業者	
		販路開拓への支援	県、組合等	
		二次加工品製造に関するノウハウの蓄積	県、組合、工芸事業者	
	(5) 二次加工品の開発	二次加工技術者育成への支援	県	
		二次加工品の販路開拓支援	県、組合等	
		二次加工品需要の把握	県、組合、工芸事業者	

第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体	備考
6 試験研究技術支援体制の強化	(1) 組織・体制・施設整備の強化	専門技術員の支援ノウハウ力の向上	県	
		試験研究・製品開発・技術支援体制の強化	県	
		他の公設試験研究機関等との連携強化	県	
		伝統工芸事業者、研究機関等とのネットワーク構築	県、組合、工芸事業者等	
		工芸振興センターによるコーディネート機能の強化	県	
	(2) 関係機関とのネットワーク構築と活用	伝統工芸事業者、研究機関等との共同研究の促進	県、組合、工芸事業者等	
		デザインセンターの設置に向けた検討	県	
		外部資金活用に向けたノウハウの蓄積	県、組合、関係機関等	
		伝統工芸産業振興拠点施設の整備促進	県、市町村、組合	
		伝統工芸事業者の集積促進	県、市町村、組合	
7 工芸産業の拠点づくり	(1) 製造、販売、人材育成、交流の拠点整備	伝統工芸製作体験、交流の促進	組合、工芸事業者	
		観光産業とリンクした伝統工芸の集積による拠点作り	県、市町村、組合、関係機関	
		情報の集約と発信機能の充実	県、組合、工芸事業者等	
	(2) 共同研究による商品開発の強化	工芸振興センター等によるコーディネート機能の発揮【再掲】	県	
		伝統工芸事業者等による共同研究の促進【再掲】	県	
		外部資金獲得に向けたノウハウの蓄積【再掲】	県、組合、工芸事業者	

1. 沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿

(任期:平成28年10月7日から平成30年10月6日)

No	氏名	代表区分	現職名	備考
1	波照間永吉	学識経験者	沖縄県立芸術大学 名誉教授	新
2	林 優子	学識経験者	名桜大学国際学群 上席准教授	2期
3	宮城 奈々	学識経験者	宮城奈々織物工房主宰(元県教育委員長)	新
4	◎ 宮里 正子	学識経験者	浦添市美術館 館長	2期
5	安座間美佐子	関係業界	那覇伝統織物事業協同組合 理事長	2期
6	上原 昭男	関係業界	琉球漆器事業協同組合 理事長	新
7	○ 島袋 常秀	関係業界	壺屋陶器事業協同組合 理事長	2期
8	屋富祖幸子	関係業界	琉球びんがた事業協同組合 理事長	3期
9	大江 聖彌	関係業界	RGC株式会社 取締役社長	2期
10	大城 亮子	関係業界	沖縄デザインセンターゼロ 主宰	2期
11	大谷 哲生	関係業界	ファッションデザイナークラブ琉球 理事長	新
12	鈴木 修司	関係業界	ゆいまーる沖縄(株) 代表取締役社長	新
13	仲間 一栄	関係業界	那覇市伝統工芸館 館長	新
14	松茂良恵美	消費者代表	沖縄染織Production プロデューサー	新
15	玉城 秀一	関係行政機関	内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課長	新

◎印は会長 ○印は副会長

2. 第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画策定に係る審議経過

月 日	場所	内 容
平成 28 年 10 月 7 日	県庁 6 階 第 2 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県工芸産業振興審議会委員委嘱 ・ 第 8 次沖縄県伝統工芸産業振興計画の策定に係る諮問 ・ 平成 28 年度第 1 回沖縄県工芸産業振興審議会 第 7 次沖縄県伝統工芸産業振興計画の実績、総括 第 8 次沖縄県伝統工芸産業振興計画(素案) 同上主要施策事業(案)
平成 28 年 12 月 20 日	県庁 6 階 第 1 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回沖縄県工芸産業振興審議会開催 第 8 次沖縄県伝統工芸産業振興計画 (素案) 同上主要施策事業(案)
平成 29 年 1 月 10 日 ～ 2 月 13 日		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民意見公募の実施 ・ 意見集約、最終案の修正
平成 29 年 3 月 24 日	県庁 6 階 第 1 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回沖縄県工芸産業振興審議会開催 第 8 次沖縄県伝統工芸産業振興計画(案) 第 8 次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業(案) 諮問に係る答申(案)について
平成 29 年 3 月 29 日		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 次沖縄県伝統工芸産業振興計画の策定に係る答申

※参考

第 2 回沖縄県工芸産業振興審議会において、「工芸振興センターのあり方」の件で、工芸振興センターの出席のもと、意見交換を行った。

1. 工芸振興センターは、伝統工芸産業の技術支援機関としての組織、陣容の拡充を図る必要がある。
2. 伝統工芸産業全体（陶器、ガラス、三線等を追加する。）を網羅した機関とする。
3. デザインセンターの業務も実施すること。
4. 販路拡大の面で、流通に関することにも取り組む。
(製品開発、マーケティングを含めた機関として拡充することが望ましい。)